

令和8年度 池野小学校いじめ防止基本方針

1 基本的な考え方

いじめは、特定の相手に対して、一方的に身体的・心理的攻撃を継続的に加え、深刻な苦痛を与えるもので、許されることではない。「いつでも、どこでも起こりうること」との認識のもと、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

児童一人一人を大切にする教職員の意識や態度をもって、互いに認め合い、仲間とともに成長しようとする心を育み、魅力ある学校づくりを進める。

2 組織

(1) いじめ・不登校対策委員会…年間3回開催（6月・11月・1月）

＜校長・教頭・教務主任・校務主任・生活指導担当・養護教諭・担任・SC等＞

(2) 生徒指導情報交換会…月1回全職員で実施する。（職員会議後）

※ いじめの情報があつた場合には、必要に応じて随時開催する。

3 具体的な取組み

(1) いじめの未然防止の取組み

ア 一人一人を大切にする意識や態度をもって児童に接し、自己肯定感を育むとともに、互いに認め合い、成長し合う学級づくりを進める。

イ 道徳や学活の時間を通して、思いやりの心の育成や人権教育に取り組む。また、情報モラル教育についても推進する。

ウ いじめが背景となる自殺の未然防止の観点から、児童の心身の状況を丁寧に把握し、わずかな変化や不安のサインも見逃さないよう全教職員で情報共有を行う。必要に応じて、教育委員会やスクールカウンセラー等の専門機関と連携し、児童および保護者への支援体制を整える。

(2) いじめの早期発見の取組み

ア 日常的な児童の観察・会話を大切にし、児童一人一人の状況把握に努める。気にかかる状況が見られる場合には積極的に声を掛ける。

イ 毎月1回開催の「生徒指導情報交換会」を通じて、早期発見に努める。

ウ 心のアンケートや教育相談を定期的実施（年2回）し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。

エ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者・ボランティアとの信頼関係づくりに努め、相談しやすい環境、情報が得られやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

ア いじめが生じた場合には、学校全体で組織的に対応する。いじめを発見した職員は、生徒指導担当・教頭・教務主任に報告するとともに、校長から今後の対応について指示を受ける。

イ 事実関係の究明にあたっては、当事者だけでなく、保護者や友人関係等からの情報収集を通じ、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。

ウ 臨時いじめ・不登校対策委員会を開き、いじめの内容を把握するとともに、今後の組織的な対応について協議する。

エ 当事者については、指導以後も継続観察をし、必要があれば面談や指導を実施する。

4 重大事態への対応

(1) 速やかに教育委員会に報告する。

(2) 臨時いじめ・不登校対策委員会を開催し、調査組織を立ち上げ、調査を実施する。

(3) 調査結果を教育委員会に報告し、今後の対応について協議または指導・助言を受け、必要に応じて警察等関係機関にも相談・通報を行う。

(4) 調査結果については、被害児童・加害児童・保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組みに対する検証・見直し

(1) PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組みとなるよう努める。

(2) 教職員による取組み評価及び保護者への学校評価アンケートを実施する。

6 その他

(1) 月当初に、いじめ認知に関わる報告書を教育委員会に提出する。

(2) 「池野小学校いじめ防止基本方針」を保護者に公開し、学校ホームページに掲載する。